

◎新潟県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間
十日町市海老字箕竈928番2から同市海老字箕竈928番11まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日